

2025年度（令和7年度）

価格固定先着順による市有地売払い

案 内 書

価格固定先着順による市有地売払いの概要

価格固定先着順による市有地売払いとは、市があらかじめ売払価格を提示して市有地の買受希望者を募集し、先着順により買受人を決定して売り払うことをいいます。

概要は次のとおりですが、詳しくは各ページの説明をご覧下さい。

概要

1 申請について

(2~4ページ)

申請書受付期間：2026年(令和8年)2月27日(金)まで
(土曜日、日曜日、祝日等の閉庁日を除く。)

申請書受付時間：8時50分から17時20分まで (12時00分から12時45分までを除く。)

2 買受人の決定方法

(4ページ)

有効な申請書の受付順に、適正と認めた申請者を買受人と決定します。

買受人を決定したときは、当該申請者に対し、申請書を受け付けた日から10日以内に売払決定通知書を送付いたします。

3 契約

(4~5ページ)

売払決定通知を受けた日から7日以内に釧路市が指定する契約書により契約を締結いただきます。なお、契約締結の際には、契約保証金（売買代金の100分の10以上）や、契約書（市保管用のもの1通）に貼付する収入印紙が必要となります。

4 売買代金の納付

(5ページ)

指定期日（契約を締結した日から30日以内）までに全額を納付していただきます。なお、指定期日までに売買代金の納付がない場合は、契約保証金は市に帰属し、契約は解除となります。

5 所有权の移転等

(5~6ページ)

所有権移転登記の手続きは、売買代金が完納された後に市が行います。登記に係る手数料の負担はありませんが、登録免許税は、買受人の負担となります。

1 申請について

1 売払対象物件

一般競争入札を行った物件のうち、入札参加希望が無かった物件や不落札となった物件、落札後に契約に至らなかった物件を対象としています。

価格固定先着順により売り払いする物件については、対象となった時点で、隨時、市ホームページへ掲載しますので、ご確認ください。

2 物件の確認について

買受を希望される場合は、必ず現地にて物件をご確認ください。

希望者には、隨時、現地説明を実施しますので、お気軽に問い合わせください。

3 申請者の資格について

次の【申請できない方】に該当する方を除き、どなたでも申請できます。

ただし、物件によっては資格制限の要件を設定する場合があります。

【申請できない方】

- (1) 当該申請に係る売買契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 釧路市との市有地等の売買契約において、釧路市との契約を締結すること又は履行することを妨げた者で、その行為から3年を経過していないとき。
- (4) 正当な理由なく、釧路市との契約を履行しなかった者で、その行為から3年を経過していないとき。
- (5) 地方自治法第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する釧路市の職員
- (6) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、団体である場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- (7) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしている者
- (8) 暴力団員が実質的に経営を支配する事業者
- (9) 役員等が暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (10) 役員等が特別の事情もなく、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたときに釧路

市暴力団排除条例（平成24年釧路市条例第33号）に基づき行うべき市への報告及び市の指導に基づく警察への届出を怠った者

4 申請時の提出書類

- (1) 価格固定先着順買受申請書〔様式第1号〕

※ 共有名義での申請の場合は、「価格固定先着順買受申請に関する申出書」〔様式第2号〕が必要となります。

- (2) 添付書類

- ① 申請者が個人の場合に添付する必要がある書類

ア 暴力団等排除措置に係る誓約書〔様式第3号〕	1通
イ 身分証明書（本籍地の市区町村長が発行した身分証明書をいいます。）	1通
ウ 釧路市税「完納証明書」（課税がない場合は「滞納なし証明書」）	1通
エ 物件詳細告知確認書	1通

- ② 申請者が法人の場合に添付する必要がある書類

ア 暴力団等排除措置に係る誓約書〔様式第3号〕	1通
イ 法人登記の履歴事項全部証明書又は現在事項証明書	1通
ウ 釧路市税「完納証明書」（課税がない場合は「滞納なし証明書」）	1通
エ 物件詳細告知確認書	1通

注1) 添付書類のうち官公署が発行する証明書については、提出日前1か月以内に発行されたものに限ります。

注2) 物件詳細告知確認書は、買受を希望される物件ごとに作成しています。

5 申請書受付期間及び申請方法

- (1) 申請書受付期間 2026年(令和8年)2月27日(金)まで

(土曜日、日曜日、祝日等の閉庁日を除きます。)

- (2) 申請書受付時間 8時50分から17時20分まで(12時00分から12時45分までを除く。)

- (3) 申請方法 価格固定先着順買受申請書〔様式第1号〕及び添付書類に必要事項を記入し、自署又は押印の上、受付先へ直接提出してください。

- (4) 受付先 釧路地区の物件：【物件番号1～3、10】

釧路市役所本庁舎3階

財政部市有財産対策室市有財産対策係

【物件番号8】

消防本部庁舎3階 消防本部総務課総務係

【物件番号9】

釧路市役所防災庁舎3階

こども保健部こども育成課こども未来づくり係

阿寒地区の物件：【物件番号4～6】

阿寒町行政センター2階 地域振興課総務係

音別地区の物件：【物件番号 7】

音別町行政センター 2 階 地域振興課地域振興係

6 申請に当たっての留意事項

- (1) 申請書に事実と異なる記載や添付書類に不備、不足があると認められる場合には、申請が無効となることがあります。
- (2) 物件は、現況での引渡しとなり、売払いに当たっての条件については、物件ごとに異なりますので、物件詳細による確認のほか、現地での説明を受けるなど、申請前に十分確認してください。

7 価格固定先着順買受申請の取下げ

申請者の都合により価格固定先着順買受申請を取り下げる場合には、価格固定先着順買受申請取下げ申出書〔様式第 5 号〕を直接受付先に提出してください。

なお、価格固定先着順買受申請の取下げを行った場合は、同一物件における本年度中の申請資格を失いますのでご注意ください。

2 買受人の決定方法

1 買受人は、有効な申請の受付順により決定します。

ただし、同一物件について、同日に複数の有効な申請があったときは、くじ引きにより優先順位を決定します。

なお、上位者が売払決定通知を受けた後に申請を取り下げたとき又は売買契約を締結しなかったときは、くじ引きによる優先順位の次順位の方に確認の上、次順位の方を買受人と決定する場合があります。

2 買受人を決定したときは、当該申請者に対し、申請を受け付けた日から 10 日以内に売払決定通知書により通知いたします。

3 契 約

1 契約の締結

- (1) 契 約 日 売払決定通知を受けた日から 7 日以内
- (2) 場 所 釧路地区の物件：【物件番号 1～3、10】
釧路市役所本庁舎 3 階
財政部市有財産対策室市有財産対策係
【物件番号 8】
消防本部庁舎 3 階 消防本部総務課総務係
【物件番号 9】

釧路市役所防災庁舎 3 階
こども保健部こども育成課こども未来づくり係
阿寒地区の物件：【物件番号 4～6】
阿寒町行政センター 2 階 地域振興課総務係
音別地区の物件：【物件番号 7】
音別町行政センター 2 階 地域振興課地域振興係

- (3) 契約保証金 売買代金の 100 分の 10 以上の額を契約保証金として、市の発行する納入通知書により、契約締結の際に納付していただきます。
- (4) 必要なもの 売買契約書（釧路市保管用のもの 1 部）に貼付する収入印紙
- (5) 費用負担 収入印紙を含め、契約の締結に必要な費用は買受人に負担していただきます。

2 契約締結に当たっての留意事項

- (1) 釧路市と買受人との売買契約は、市が指定する売買契約書により締結しなければなりません。
- (2) 買受人が契約締結期日までに契約を締結しない場合は、同一物件における本年度中の申請資格を失いますのでご注意ください。

4 売買代金の納付

- 1 買受人は、契約締結後、市が発行する納入通知書により指定期日（契約を締結した日から 30 日以内）までに、売買代金を全額納付していただきます。
- 2 契約締結時に納付いただいた契約保証金を売買代金の一部として充当することができます。
なお、充当する場合には「契約保証金充当申出書」の提出が必要となります。
- 3 売買代金を完納したときは、次の書類を提出していただきます。
- (1) 売買代金の領収書の写し
(2) 受領書
- 4 契約締結後、指定期日までに売買代金の納付がない場合には、契約保証金は市に帰属し、契約は解除となります。

5 所有権の移転等

- 1 物件の所有権は、買受人が売買代金を完納し、市がその領収書を確認したときに移転します。
- 2 物件の引渡しは、現状のままでの引渡しとなります。
- 3 所有権移転登記の手続は、市が行いますので、次の書類等を用意していただきます。
また、共有名義で売買契約を締結した物件については、共有名義での所有権の移転登記を行います。
 - (1) 個人の方は住民票（共有者がある場合には、共有者全員の住民票が必要）
 - (2) 登録免許税（収入印紙）
- 4 所有権移転登記の完了後、買受人に登記識別情報通知を引き渡します。その際、登記識別情報通知の受領書を市に提出していただきます。

6 その他の注意事項

- 1 原則、物件の引渡しは現状のまま行いますが、物件の保全等のため市が設置した柵等は所有権の移転後に市が撤去いたします。
- 2 物件の利用に当たっては、都市計画法、建築基準法、市の条例等により規制又は指導等がされる場合がありますので、事前に関係機関にご確認ください。
- 3 物件の活用に当たっては、法令上の規制を遵守しなければなりません。
- 4 申請受付期間内であっても諸事情により、売払いが延期又は中止となる場合があります。
- 5 買受人の決定に当たり、申請者が市税を滞納している場合は買受人として決定されないことがあります。
- 6 買受人は物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。